

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

【基準額】第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

第Ⅳ区分(多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援) 51,300円以上～154,500円未満

上記に関わらず、**多子世帯の場合には、授業料と入学金について所得を制限することなく標準額まで減免**

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収(例)		住民税非課税	準ずる世帯				(左記に関わらず) 扶養する子が3人以上の世帯
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分(理工農)	第Ⅳ区分(多子世帯)	多子世帯
ケース	支援額	3分の3	3分の2	3分の1	理工農：文系との 授業料差額に着目 した支援	多子： 【給付】4分の1 【授業料等】3分の3	【授業料等】 3分の3
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円	～約630万円		
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	～約630万円		
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円	～約680万円	～約680万円	所得制限なし
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円	～約700万円	～約700万円	所得制限なし
ふたり親世帯 (両親が生計維持者) (注)片働き(一方が無収入)の場合で、配偶者控除が適用される場合	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円	～約640万円		
	子2人(本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円	～約640万円		
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円	～約680万円	～約680万円	所得制限なし
	子3人(本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円	～約740万円	～約740万円	所得制限なし

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。

※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

●毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。

●予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>